

千葉県こどものまち CBT 実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、千葉県こどものまち CBT 実行委員会（以下「実行委員会」という。）という。

(目的)

第2条 実行委員会は、千葉市内で行うこどものまち CBT（以下「CBT」という。）を円滑に開催するため、必要な業務を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) CBT の実施計画等の決定に関すること。
- (2) CBT の運営実施に係る調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 実行委員会は、CBT の趣旨に賛同し、事業の実施に参画する行政機関及び団体（以下「団体等」という。）から選任された個人、又は個人を委員として構成する。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
 - (2) 副委員長 2人
 - (3) 会計 1人
 - (4) 会計監査 2人
- 2 委員長は、第7条第2項に規定する幹事から子どもを除いた者（以下「子どもを除く幹事」という。）のうちから、幹事会が選任する。
 - 3 副委員長は、子どもを除く幹事のうちから、委員長が指名する。
 - 4 会計及び会計監査は、子どもを除く幹事のうちから、幹事会が選任する。

(役員の仕事)

第6条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、実行委員会の会計業務を執行する。
- 4 会計監査は、実行委員会の会計を監査する。

(幹事会)

第7条 実行委員会に、次の事項を審議し、決定するため幹事会を設置する。

- (1) 事業実施の基本方針
 - (2) 事業計画
 - (3) 予算
 - (4) 決算
 - (5) 役員の選任
 - (6) 規約の改正
 - (7) その他事業の実施に必要な事項
- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び子ども市長（直近のCBTにおいて選出された子ども市長をいう。）並びに委員のうちから次条に規定する企画運営部会が必要と認めた者を幹事として構成する。
 - 3 幹事は、25人以内とする。
 - 4 幹事会は、必要に応じ、委員長が招集し、主宰する。
 - 5 委員長は、幹事会の決定事項について、実行委員に周知するものとする。

（企画運営部会）

第8条 実行委員会に、次の事項を行うため、企画運営部会を設置する。

- (1) CBTの実行に向けた準備作業について、責務を分担して実施すること。
 - (2) 次条に規定する部会の設置に関すること。
 - (3) 緊急又はやむを得ない理由により幹事会に付することが困難と認められる場合に、前条第1項各号に定める事項（第4号から第6号に掲げる事項を除く。）について、審議し、決定すること。
 - (4) 前号に該当する場合、その審議及び決定内容について、幹事会に報告すること。
- 2 企画運営部会は、委員長及び副委員長並びに子どもを除く幹事のうちから、幹事会が選任した者を部会員として構成する。
 - 3 部会員は、10人以内とする。
 - 4 企画運営部会は、必要に応じ、委員長が招集し、主宰する。
 - 5 委員長は、企画運営部会の決定事項について、実行委員に周知するものとする。

（部会）

第9条 企画運営部会は、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会は、幹事及び企画運営部会が必要と認めた者をもって構成する。

（任期）

第10条 役員、幹事及び部会員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後も、後任者が選任されるまでの間、その職務を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員、幹事及び部会員の任期中に新たに選任された者の任期は、他の役員、幹事又は部会員の任期の終期までを任期とする。
- 3 役員、幹事又は部会員のうち、団体等から選任された個人が、団体等から選任された個人でなくなった場合は、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

- 第11条 幹事会及び企画運営部会の会議は、幹事又は部会員をもって構成し、構成員の半数以上の出席をもって成立する。
- 2 会議は、委員長が招集し、議長となる。
 - 3 会議の議事は、出席した幹事又は部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 4 委員長が必要と認める場合は、電子メール等の電子媒体をもって幹事又は部会員の意思を確認し、決定する。なお、決定事項については、次回以降の会議で報告するものとする。

(事務局)

- 第12条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を千葉市中央区千葉港1番1号千葉市こども未来局こども未来部こども企画課内に置く。

(会計)

- 第13条 実行委員会の経費は、負担金及び協賛金、その他の収入をもって充てる。

(その他)

- 第14条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この規約は、平成22年6月29日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成23年5月8日から施行する。
- 2 第7条第2項の規定にかかわらず、この規約の施行の際、現に委員であった者は、同項に規定する幹事とみなす。